

# 令和7年第1回

## 北竜町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和7年1月24日(金) 午後4時56分から午後5時27分
2. 開催場所 すこやかセンター2階 会議室
3. 出席委員 ( 10人)

10番 善岡 浩樹 (会 長)	7番 松田 力 (会長代理)	
1番 永井 稔	2番 高田 秋光	3番 山外 明人
4番 植松 春雄	5番 川島 史伸	6番 澤田 正人
8番 川瀬 崇	9番 藤崎 正雄	
4. 欠席委員 ( 0人)
5. 議事日程

第 1	会議録署名委員の選出	永井 稔 高田 秋光
第 2	会議書記の指名	<del>長谷局長</del> ・滝上推進員、清水野主事
第 3	農政報告	<del>参 与</del> ・ <del>續本課長</del> (代理 清水野主事)
第 4	会務報告	事務局 長谷局長 清水野主事
第 5	議事参与の制限	なし
第 6	報告第1号	農業者年金 (旧制度・老齢年金) 裁定請求の進達について
第 7	報告第2号	農業者年金 (新制度・老齢年金) 裁定請求の進達について
第 8	報告第3号	農業者年金 (新制度・特例付加年金) 裁定請求の進達について
第 9	報告第4号	農用地利用集積計画の変更について
第10	議案第1号	農地法第18条第6項の規定による合意解約について
第11	議案第2号	農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条の規定により改正前の農業経営基盤強化促進法第18条の規程による農用地利用集積計画の決定について
第12	議案第3号	特例農用地利用規程の変更認定に係る意見書について
6. 農業委員会事務局職員  
長谷育男事務局長・滝上和昭農地推進員・清水野梨希主事
7. 参与  
續本敬子産業課長

事務局（清水野）	<p>みなさんお疲れ様です。          本日は全委員が出席しておりますので、只今から令和7年第1回農業委員会総会を開催いたします。          それでは、善岡会長よりご挨拶を頂き、議事の進行をお願いいたします。</p>
会 長（善岡）	<p>大変ご苦勞様です。大災害から始まった昨年と違い、大変穏やかな中で新年を迎え早一ヶ月が経とうとしております。今年は大変天候も良く3ヶ月予報でもこのまま暖かい日が続くのではないかという予報が出ておりますが、帳尻合わせの大雪が来ないよう願うところであります。          それでは、みなさん本年もどうぞ宜しくお願いします。</p>
議 長（会長）	<p>これより令和7年 第1回農業委員会総会を開催致します。</p>
議 長	<p>日程第1 会議録 署名委員の選出について          永井委員・高田委員にお願い致します。</p>
議 長	<p>日程第2 会議書記の指名について          会議書記には、長谷事務局長 滝上農地推進員 清水野主事 を配置いたします。</p>
議 長	<p>日程第3 農政報告 清水野主事よりお願いします。</p>
<p><del>参与（續本）</del>          （代理清水野主事）</p>	<p>農政報告はございません。</p>
議 長	<p>日程第4 農業委員会会務報告をお願いします。</p>
事務局	<p>会務報告 4ページをお開き下さい。  <b>【4ページ朗読】</b></p>
議 長	<p>日程第5 議事参与の制限について          議事参与の制限はありません。</p>

それではこれより、報告4件、議案3件の審議に入ります。

議 長

日程第6 報告第1号 農業者年金（旧制度・老齢年金）裁定請求の進達について、日程第7 報告第2号 農業者年金（新制度・老齢年金）裁定請求の進達について、関連がありますので、一括で事務局より説明願います。

事務局

5ページをお開き下さい。

報告第1号 農業者年金（旧制度・老齢年金）裁定請求の進達について

平成13年改正農業者年金基金法附則第8条第1項の規定により読み替えられて、なおその効力を有する者とされた旧法施行規則第26条の規定に基づき、別紙の者に係る旧老齢者年金裁定請求書を進達したので報告する。

令和7年1月24日提出

続きまして、7ページをお開き下さい。

報告第2号 農業者年金（新制度・老齢年金）裁定請求の進達について

独立行政法人農業者年金基金法施行規則第14条の規定に基づき、別紙の者に係わる農業者老齢年金裁定請求書を進達したので報告する。

令和7年1月24日提出

6ページ、8ページをそれぞれご覧下さい。

満65歳到達による新旧老齢年金裁定請求書を受理し、令和6年12月4日農業者年金基金へ提出いたしましたのでご報告いたします。

（旧制度）については6ページ 番号 85

（新制度）については8ページ 番号 153

受給権者の氏名、住所、生年月日、年金の加入期間等については記載のとおりです。

以上で報告を終わります。

議 長

ご質問等ありますか。

委員

【質疑無し】

議長

日程第8 報告第3号 農業者年金（新制度・特例付加年金）裁定請求の進達について説明願います。

事務局

9ページをお開き下さい。  
報告第3号 農業者年金（新制度・特例付加年金）裁定請求の進達について

独立行政法人農業者年金基金法施行規則第15条の規定に基づき、別紙の者に係る特例付加年金裁定請求書を進達したので報告する。

令和7年1月24日提出

次のページをご覧ください。  
農業を営む者でなくなったことによる新農業者年金特例付加年金裁定請求書を受理し、令和6年12月17日農業者年金基金へ提出いたしましたのでご報告いたします。

番号 56

経営継承者の氏名、住所、生年月日、年金の加入期間等については記載のとおりです。

経営終了日 令和6年10月28日

第三者移譲により記載の受贈者に経営を継承しています。

以上で報告を終わります。

議長

ご質問等ありますか。

委員

【質疑無し】

議長

次に日程第9 報告第4号 農用地利用集積計画の変更について、説明願います。

事務局

11ページをお開き下さい。  
報告第4号 農用地利用集積計画の変更について

別紙の農用地利用集積計画について双方協議の結果、変更したので報告する。

令和7年1月24日提出

次のページをご覧ください。

令和3年4月総会の農用地利用集積計画の議案にて、  
ととの賃貸借に係る計画を承認しておりますが、その後、畑地化に伴う一部売渡があったため、貸付料等が変更となりました。資料1ページにおいて、変更内容を黄色に着色し記載しておりますのでご確認ください。  
以上で説明を終わります。

議 長

ご質問等ありますか。

委 員

【質疑なし】

議 長

次に日程第10 議案第1号 農地法第18条第6項の規定による合意解約について、事務局より説明願います。

事務局

13ページをお開き下さい。  
議案第1号 農地法第18条第6項の規定による合意解約について  
農地法第18条第6項の規定により、合意解約のあった、別紙の件について議決を求める。

令和7年1月24日提出

次のページをご覧ください。

番号 7-1 合意解約

貸 主

借 主

土地の所在は美葉牛241番地9 畑が1筆

面積が 7,656 m<sup>2</sup>です。

資料2ページに航空写真がありますのでご参照下さい。

以上で説明を終わります。

議長

このことについて、ご質問等ありますか。

委員

【質疑なし】

議長

それでは採決いたします。  
番号7-1承認される方は、挙手願います。

委員

【全員挙手】

議長

受理番号7-1について承認いたします。  
日程第10 議案第1号 農地法第18条第6項の規定による  
合意解約については、全て承認いたします。

次に日程第11 議案第2号 農業経営基盤強化促進法等の一部を  
改正する法律附則第5条の規定により改正前の農業経営基盤強化  
促進法第18条の規定による農地利用集積計画の決定について、  
事務局より説明願います。

事務局

15ページをお開き下さい。  
議案第2号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則  
第5条の規定により改正前の農業経営基盤強化促進法第18条の  
規定による農地利用集積計画の決定について

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条の規定  
による改正前の農業経営基盤強化促進法第18条の規定により、  
北竜町から決定を求められた、別紙の農用地利用集積計画について  
議決を求める。

令和7年1月24日提出

次のページをご覧ください。

番号 7-使用-1

利用権の設定を受ける者

利用権の設定をする者

利用権の移転を受ける者の経営状況は、記載の通りです。

利用権の種類は、使用貸借です。  
期間は、令和7年1月27日から令和7年12月31日です。  
土地の所在は、美葉牛240番地1 外2筆、  
畑が3筆で 面積は61,266㎡となっております。  
資料3ページの航空写真にて、土地の所在を黄色く着色しております  
のでご参照下さい。  
以上で説明を終わります。

議長

ご質問等ありますか。

委員

【質疑なし】

議長

採決いたします。  
番号7-使用-1について、承認とされる方は挙手願います。

委員

【全員挙手】

議長

番号7-使用-1について承認といたします。  
次に番号7-使用-2について説明願います。

事務局

17ページをお開き下さい。  
番号 7-使用-2  
利用権の設定を受ける者   
利用権の設定をする者   
利用権の移転を受ける者の経営状況は、記載の通りです。  
利用権の種類は、使用貸借です。  
期間は、令和7年1月27日から令和27年12月31日です。  
土地の所在は、美葉牛241番地14 外1筆、  
畑が2筆で 面積は4,824㎡となっております。  
資料3ページの航空写真にて、土地の所在を水色に着色しております  
のでご参照下さい。  
以上で説明を終わります。

議長

ご質問等ありますか。

委員

【質疑なし】

議長

採決いたします。  
番号7-使用-2について、承認とされる方は挙手願います。

委員

【全員挙手】

議長

番号7-使用-2について承認といたします。  
次に番号7-売-1について説明願います。

事務局

次のページをご覧ください。  
番号 7-売-1  
所有権の移転を受ける者   
所有権の移転をする者   
所有権の移転内容は、売買です。  
移転時期は、令和7年1月27日です。  
対価の支払期限は、令和7年4月30日です。  
売買価格は、6,141,000円です。  
土地の所在は、美葉牛86番地7外3筆、  
田が3筆、畑が1筆で面積は31,657㎡となっております。  
資料の4ページに航空写真を添付してありますのでご参照下さい。  
以上で説明を終わります。

議長

ご質問等ありますか。

委員

【質疑なし】

議長

採決いたします。  
番号7-売-1について、承認とされる方は挙手願います。

委員

【全員挙手】

議長

番号7-売-1について承認いたします。  
次に番号7-売-2について説明願います。

事務局

19ページをお開き下さい。  
番号 7-売-2  
所有権の移転を受ける者 [REDACTED]  
所有権の移転をする者 [REDACTED]  
所有権の移転内容は、売買です。  
移転時期は、令和7年1月27日です。  
対価の支払期限は、令和7年2月28日です。  
売買価格は、699,000円です。  
土地の所在は、美葉牛178番地1 外1筆、  
畑が2筆で 面積は58,131㎡となっております。  
資料の5ページに航空写真を添付してありますのでご参照下さい。  
以上で説明を終わります。

議長

ご質問等ありますか。

委員

【質疑なし】

議長

採決いたします。  
番号7-売-2について、承認とされる方は挙手願います。

委員

【全員挙手】

議長

番号7-売-2について承認いたします。  
次に番号7-賃-1について説明願います。

事務局

20ページをご覧下さい。  
番号 7-賃-1  
利用権の設定を受ける者 [REDACTED]  
利用権の設定する者 [REDACTED]  
利用権の設定を受ける者の経営状況は、記載の通りです。  
利用権の種類は、賃貸借です。  
期間、借賃、支払方法は、記載の通りです。

土地の所在は、和116番地2 外11筆  
田が11筆、畑が1筆で、面積 69,813 m<sup>2</sup>です。  
資料の6ページに航空写真を添付してありますのでご参照下さい。  
以上で説明を終わります。

議長

ご質問等ありますか。

委員

【質疑無し】

議長

採決いたします。  
番号7-賃-1、承認とされる方は挙手をお願いいたします。

委員

【全員挙手】

議長

番号7-賃-1について承認いたします。  
次に番号7-賃-2について説明願います。

事務局

21ページをお開き下さい。  
番号 7-賃-2  
利用権の設定を受ける者   
利用権の設定する者   
利用権の設定を受ける者の経営状況は、記載の通りです。  
利用権の種類は、賃貸借です。  
期間、借賃、支払方法は、記載の通りです。  
土地の所在は、和68番地6 外1筆  
田が2筆で、面積 14,957 m<sup>2</sup>です。  
資料の7ページに航空写真を添付してありますのでご参照下さい。  
以上で説明を終わります。

議長

ご質問等ありますか。

委員

【質疑無し】

議長

採決いたします。  
番号7-賃-2、承認とされる方は挙手をお願いいたします。

委員

【全員挙手】

議長

番号7-賃-2について承認いたします。  
次に番号7-賃-3について説明願います。

事務局

22ページをご覧ください。  
番号 7-賃-3  
利用権の設定を受ける者 [REDACTED]  
利用権の設定する者 [REDACTED]  
利用権の設定を受ける者の経営状況は、記載の通りです。  
利用権の種類は、賃貸借です。  
期間、借賃、支払方法は、記載の通りです。  
土地の所在は、美葉牛99番地4外3筆  
田が4筆で、面積 36,407 m<sup>2</sup>です。  
資料8ページの航空写真にて、土地の所在を黄色く着色しております  
のでご参照下さい。  
以上で説明を終わります。

議長

ご質問等ありますか。

委員

【質疑無し】

議長

採決いたします。  
番号7-賃-3、承認とされる方は挙手をお願いいたします。

委員

【全員挙手】

議長

番号7-賃-3について承認いたします。  
次に番号7-賃-4について説明願います。

事務局

23ページをお開き下さい。

番号 7-賃-4

利用権の設定を受ける者

利用権の設定する者

利用権の設定を受ける者の経営状況は、記載の通りです。

利用権の種類は、賃貸借です。

期間、借賃、支払方法は、記載の通りです。

土地の所在は、美葉牛106番地1 外4筆

田が4筆、畑が1筆で、面積 53,181 m<sup>2</sup>です。

資料8ページの航空写真にて、土地の所在を水色に着色しております  
のでご参照下さい。

以上で説明を終わります。

議長

ご質問等ありますか。

委員

【質疑無し】

議長

採決いたします。

番号7-賃-4、承認とされる方は挙手をお願いいたします。

委員

【全員挙手】

議長

番号7-賃-4について承認いたします。

次に番号7-賃-5について説明願います。

事務局

24ページをご覧下さい。

番号 7-賃-5

利用権の設定を受ける者

利用権の設定する者

利用権の設定を受ける者の経営状況は、記載の通りです。

利用権の種類は、賃貸借です。

期間、借賃、支払方法は、記載の通りです。

土地の所在は、美葉牛57番地14 外12筆

田が11筆、畑が2筆で、面積 103,124 m<sup>2</sup>です。

資料の9～10ページに航空写真を添付してありますのでご参照下さい。

以上で説明を終わります。

議長

ご質問等ありますか。

委員

【質疑無し】

議長

採決いたします。  
番号7-賃-5、承認とされる方は挙手をお願いいたします。

委員

【全員挙手】

議長

番号7-賃-5について承認いたします。  
次に番号7-賃-6について説明願います。

事務局

25ページをお開き下さい。  
番号 7-賃-6  
利用権の設定を受ける者   
利用権の設定する者   
利用権の設定を受ける者の経営状況は、記載の通りです。  
利用権の種類は、賃貸借です。  
期間、借賃、支払方法は、記載の通りです。  
土地の所在は、美葉牛241番地9畑が1筆で、面積 7,656 m<sup>2</sup>です。  
資料の11ページに航空写真を添付してありますのでご参照下さい。  
以上で説明を終わります。

議長

ご質問等ありますか。

委員

【質疑無し】

議長

採決いたします。  
番号7-賃-6、承認とされる方は挙手をお願いいたします。

委員

【全員挙手】

議 長

番号7-賃-6について承認いたします。  
次に番号7-賃-7について説明願います。

事務局

26ページをご覧ください。  
番号 7-賃-7  
利用権の設定を受ける者 [REDACTED]  
利用権の設定する者 [REDACTED]  
利用権の設定を受ける者の経営状況は、記載の通りです。  
利用権の種類は、賃貸借です。  
期間、借賃、支払方法は、記載の通りです。  
土地の所在は、美葉牛81番地3 外3筆  
田が3筆、畑が1筆で、面積 49,484 m<sup>2</sup>です。  
資料の12ページに航空写真を添付してありますのでご参照下さい。  
以上で説明を終わります。

議 長

ご質問等ありますか。

委 員

【質疑無し】

議 長

採決いたします。  
番号7-賃-7、承認とされる方は挙手をお願いいたします。

委 員

【全員挙手】

議 長

番号7-賃-7について承認いたします。

日程第11 議案第2号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条の規定により改正前の農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農地利用集積計画の決定については全て承認といたします。

次に日程第12 議案第3号 特例農用地利用規程の変更認定に係る意見書について説明願います。

事務局

27ページをお開き下さい。

議案第3号 特例農用地利用規程の変更認定に係る意見書について

農業経営基盤強化促進法第24条第1項の規定により、北竜町から同意を求められた、別紙の農用地利用規程の変更認定について議決を求める。

令和7年1月24日提出

内容につきましては、別冊の特例農用地利用規程意見書資料において、各担当地区の名簿を添付しておりますので、ご確認願います。  
以上で説明を終わります。

議長

このことについて、質疑等ございますか。

委員

【質疑等なし】

議長

採決いたします。同意とされる方は挙手をお願いいたします。

委員

【全員挙手】

議長

日程第12 議案第3号 特例農用地利用規程の変更認定に係る意見書については同意と致します。

以上で、令和7年第1回農業委員会総会を終了致します。

議 長

---

1 番委員

---

2 番委員

---